

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年2月22日(2018.2.22)

【公開番号】特開2016-174879(P2016-174879A)

【公開日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2016-058

【出願番号】特願2015-59375(P2015-59375)

【国際特許分類】

A 6 1 B 90/00 (2016.01)

B 3 2 B 7/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 19/00 5 0 2

B 3 2 B 7/06

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月12日(2018.1.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

前記シート12は、吸水性を有し、その裏面には、図2などに示すように、水溶性のり層20が形成される。この水溶性のり層20は、例えばデンブンのりをスクリーン印刷などによりシート12の裏面に印刷して形成される。シート12の裏面には、図2などに示すように、水溶性のり層20を介して高輝度反射層30が形成される。水溶性のり層20を設けたのは、高輝度反射層30の表面(一方の面)をシート12の裏面に剥離可能に接着するためである。シート12に水分が含まれていない状態(不使用時、保管時など)では、高輝度反射層30はシート12の裏面に接着された状態に維持されているが、シート12に水分を含ませると、この水分の一部が水溶性のり層20に達して該水溶性のり層20を溶解し、高輝度反射層30からシート12を剥離することが可能となる。本実施例では使用時にシート12を高輝度反射層30から剥離できるようにするため、シート12を吸水性の薄紙などから形成し、その裏面にでんぶんのりからなる水溶性のり層20を設けた場合を示したが、これに限定されるものではない。例えば、水溶性のり層20の代わりに感圧性接着層を設けてもよい。このようにすれば、シート12を吸水性の薄紙などから形成しなくても済む。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

本変形例の転写シールBは、図1(b)に示すように、全体形状がテープ状ではなく正方形形状である。これにあわせて台紙10aは正方形形状で、インク層40aによって形成される、放射線照射の部位特定のためのマーク41aは、図5、図7(c)に示すように、十字状に形成されている。これらの点を除いて転写シールBは、転写シールAと同じであり、台紙10aは台紙本体11aとシート12aとの2層構造で、図5、図6(a)に示すように、シート12aの裏面側に水溶性のり層20a、高輝度反射層30a、インク層40a、保護層50a及び接着層60aをスクリーン印刷などにより順次印刷して形成さ

れている。